

発 言 要 旨

2006.12.7

大川 隆 司

(全国市民オンブズマン連絡会議 談合問題担当幹事・弁護士)

1. 官製談合、“自主談合”いずれにせよ、その防止策は次の2つ
 一般競争入札の拡大
 地域要件の緩和
2. 競争性を確保することによる経費節減効果は顕著
3. しかし、一般競争入札制度下でも、業界内部の、談合を仕切る“統制力”と官民間の癒着（官には他の発注者を含む）により、談合は残る。改革の普遍化による“統制力”の排除が必要
 業界自身による“異端”業者いじめ
 業界と発注者との連携プレーによる“異端”業者いじめ
4. 現状の主要問題は「ダンピング問題」ではない
5. 過当競争防止策のあり方
 最低制限価格制度は不合理
 低価格調査制度の運用により不良不適格業者の排除は可能
 下請業者へのしわ寄せ防止策の正攻法
6. 総合評価方式の現実と理念とのギャップ
7. 談合に対する損害賠償請求のあり方
 現在の違約金支払い条項の要件は狭い
 刑事処分、公取委処分の限界
 刑事記録、公取記録を活用する損害賠償請求
 「発注者の主張が裁判所に認容された場合」を違約金支払いの要件に
8. 機能的監視機関のあり方
 契約部門の集約・、独立化
 “談合Gメン”の配置と監視委員会の活性化